

一般社団法人全国医学部長病院長会議

事務局参与に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人全国医学部長病院長会議(以下「法人」という。)定款第49条第7項の参与について定めることを目的とする。

(参与の任務)

第2条 参与は、法人の事業の推進及び円滑な運営を図るため事務局長を補佐する。

(参与の選任)

第3条 参与は、原則として関東地区部会の大学の医学部又は医科大学の事務部次長、事務局長若しくはこれに準ずる者の中から選任する。

2 前項の大学の選定については、会長校を含むとともに設置者の均衡を考慮するものとする。

(参与の委嘱)

第4条 参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(参与の任期)

第5条 参与の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

附 則

この内規は、平成25年11月15日より施行する。